

法学研究科

1. 法学研究科の使命および目的・教育目標

【現状の説明】

法学研究科は、1950年に修士課程、1953年に博士課程が設置され、現在は、博士課程（前期課程及び後期課程）として、それぞれ、政治学専攻、私法学専攻、公法学専攻の3専攻がおかれている。

建学の精神に則り、良心を手腕に法学・政治学を理解・運用する人物（研究者のみならず、高度職業人を含めて）の養成を目指している。大学院に進学したことによって、より高度な形で法学・政治学を修めたことが社会で評価されるよう、カリキュラムの充実に努め、早くから教育機関としての大学院の位置づけを明確にしてきた。そのことが奏功して、特に私法学専攻、公法学専攻は、各45名の定員を満たす在籍者を長らく誇ってきた。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

しかし、2004年の法科大学院の開設に伴い、法学研究科のあり方は見直しを迫られることになった（これは、本学に限られたことではない）。本学においては、法科大学院が司法研究科として、法学研究科とは別組織になったが、他大学に見られるような、既存の法学研究科の縮小再編といった方策はとらないこととした。すなわち、新司法試験を経て法曹となる者の養成こそ司法研究科に委ねたものの、研究者、公務員、準法曹（隣接法律専門職）、企業法務スタッフの養成という具合に、高度専門教育機関としての役割は少なくとも今後7年間は担い続けようとした。

それに伴い、法学研究科のカリキュラムや指導方法についてはいっそうの改善を期することとし、研究科内での議論を重ねた。その結果、私法学専攻と公法学専攻については、2005年から新カリキュラムをスタートさせることになり、政治学専攻についても、一年遅れとなったが、新カリキュラムをスタートさせられる見通しにある。

2. 教育研究組織

第1章「同志社大学の理念と教育研究組織」に記載する。

3. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

3-（1）教育課程等

3-（1）-① 大学院研究科の教育課程

【現状の説明】

法学部のカリキュラム改革に続いて、大学院法学研究科においても、私法学専攻および公法学専攻において、2005年度から新たなカリキュラムをスタートさせた。もともと本学法学研究科は、全国的見ても、早い時期から独自の視点をもって大学院改革に取り組んできた。特に、法学研究科の修了生のキャリア設計に重点を置き、研究者養成だけでなく、企業法務や実務法曹など、多くの領域に人材を提供し、それに向けた教育を行ってきた。

しかし、2004年度から、法曹養成を目的とする法科大学院がスタートしたことを受けて、法学研究科は、社会のニーズに応えうる高度専門教育機関としての位置づけを見直し、新カリキュラムを策定した。その教育理念は以下のとおりである。すなわち、社会における

法の役割の増大（法の支配）という社会変革が生じている今日、法曹三者以外にも、法の担い手である高度専門職のニーズが高まっている。具体的には、企業法務・人事、公務員、準法曹（司法書士、税理士、弁理士等）が挙げられる。こうした社会的ニーズをふまえ、法の担い手として多様な層を想定し、人材を育成することに法学研究科の新たな役割があると考える。今般、この理念に即して新カリキュラムを策定した。

私法学専攻および公法学専攻の新カリキュラムは、6つの科目群（基幹科目、ビジネス関連科目、ケーススタディ、文献研究、論文指導、特殊講義）から成るが、その第一の柱として「その中核を担うのは「基幹科目」である。これは、上記のような人材育成を目標に、多様なキャリア志向に共通して重要性が認められ、かつ、各法領域における最先端の法律問題を取り扱うものである。教育方法としても、担当者の裁量に委ねるのではなく、一定の標準化を図ることで、法の担い手となる人材の育成という成果に結びつくよう制度設計した。また、第二の柱は「ビジネス関連科目」である。企業においてビジネス法務の重要性が増加しつつあることを考えると、ビジネス法務に精通した人材の育成はニーズが高く、大学院生のキャリア形成上も有意義と考えられる。その意味で、この科目群を法学研究科における教育の中心的な柱に位置づけている。

このほか、法学研究科では、企業法務人材の育成という意味を含めて、「リーガル・フィールドワーク」という科目を開講している。これは、企業法務や企業人事へのインターンシップの成果を正規科目として認定するものであり、他に例を見ないユニークな科目である。2004年度は、4企業に対して6名の大学院生を派遣した。

なお、政治学専攻においても、2006年度から新カリキュラムをスタートさせる予定である。大学院で開講する科目を体系的に見直し、大きく国際関係、歴史・思想、現代政治の三つに分けることで、学生の履修が効果的となるように工夫した。また、複数教員による指導体制を明確なものとした。

【点検・評価 長所と問題点】

前期課程・後期課程を通じた指導教授による一貫した教育が可能である。この点は、研究者養成には利点があるが、後期課程に進学しない者にとって幅広い視点を持つ機会を狭めている可能性もある。

2005年度スタートのカリキュラムであるため、未だ点検・評価の段階ではないが、方向性としては適切なものと考えている。なお、法学部が独自に実施している外部評価機関（第三者総合評価委員会）からも、法科大学院との差異を明確に意識した、既存の法学研究科のあるべき方向をいち早く打ち出しており、基本的に妥当な方策との評価をいただいた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

後期課程についても、単位制の導入のほか博士学位取得までのプロセスを明確にしたいと考えている。博士課程前期課程に関しては、新カリキュラムによる教育効果を検証し、その充実、修正を図って行きたい。

私法学専攻・公法学専攻においては、ビジネス法務を重視する方向をさらに強めたいと考えている。具体的には、社会人・企業人など、社会から人材を広く受け入れ、そのキャリアアップをサポートしたり、企業と連携して講座を開設するなど、社会に開かれた高度専門教育機関となることを目指す。

「リーガル・フィールドワーク」については、上記の基本的方向性からも重要な科目で

あるが、提携企業数・派遣大学院生数ともに停滞気味であり、その打開が課題となる。

3－(1)－② 単位互換、単位認定等

【現状の説明】

一定の単位（10単位）の範囲内で立命館大学、関西大学、関西学院大学と単位互換を行っている。科目は特定していないが事前に各大学に申請し、受け入れ・送出しとも研究科委員会の承認手続きをとっている。

従来、送出しも受け入れも複数の希望者がおり、一定の成果を上げていたが、近年では本学院生の制度利用が減っている。過去5年の受け入れ・送出しの状況は、下表のとおりである。

表1. 単位互換の状況

2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度	
送出し	受入れ								
7	5	5	6	5	6	2	11	0	11

* のべ人数

【点検・評価及び改善・改革の方策】

利用者減少の原因を分析し、制度のあり方を見極めたい。今後は、国立大学との単位互換の可能性や企業との連携も視野に入れて検討する。

3－(1)－③ 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

入学時の丁寧な説明会以外に特別なことはしていない。社会人で必要ならば学部の講義をとることもでき、日本語能力を高めたい外国人学生には外国人のための日本語の講義をきく道が開かれている。

【点検・評価 長所と問題点】

試験による学力の確認を行っているので、特別扱いしないのが教育方針であり、これまではそれが最善であると考えてきた。実際、入学した社会人、留学生ともスムーズに履修できている。しかし、人数という点で、現状では、特別の教育上の配慮をしないと、社会人、外国人留学生の受け入れ数を伸ばすことは難しい現実が出てきていると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生の志願者を増やすための広報活動をさらに強化する必要がある。需要次第では、社会人が学びやすい夜間開講、集中履修（休職して短期で修了）、長期履修（在職の場合）も検討する。

3－(1)－④ 生涯学習への対応

【現状の説明】

実質的に月曜日から土曜日まで昼夜を問わず、朝9時から夜9時35分まで開講している。社会人の入学者も年10名弱であり、生涯学習に一定の役割を果たしている。

【点検・評価 長所と問題点】

法学部や法学会の各種の公開学術講演会，大学院で何を学んでいるかを説明するシンポジウムなどを多く開催しており，対応はかなり行っていると考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

夜間修了カリキュラム，正課以外のセミナーの実施などの展開が望ましいと認識しているが，教員の負担問題をどうクリアするか，ハードルも多く，慎重に対応策を検討する。

3－（1）－⑤ 専門職大学院のカリキュラム

該当せず。

3－（1）－⑦ 連合大学院の教育課程

該当せず。

3－（1）－⑧ 「連携大学院」の教育課程

該当せず。

3－（1）－⑨ 研究指導等

【現状の説明】

多くの学生は，専攻分野を明確にして入学してきているので，入学時から指導教授予定者の担当科目のほか，関連科目の履修を通じてその他の教授の指導も受けてきている。前期課程では1年の秋学期までに指導教授を決め，指導教授による論文指導が大きな比重を占める。論文指導と修士修了は単位の上でリンクすることになっている。後期課程では，終始一貫して指導教授が指導に当たる。

【点検・評価 長所と問題点】

論文指導という点では，指導教授による研究指導は効果がある。もともと，学生の専攻分野に偏りがあるため，研究科全体として指導に精粗の差がどうしても生じてしまう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新カリキュラムでは，正規科目以外に，論文の中間発表会を義務付けている（2006年度からスタート）。ここでは，複数の教員による研究指導を行うことを予定している。その成果を検証しつつ，学生の進路に合わせたよりきめ細かい指導のあり方を常に模索し続けたい。

3－（2）教育方法等

3－（2）－① 教育効果の測定

【現状の説明】

各科目担当教員による試験やレポート，平常点等による成績評価を行っている。さらに，修士論文の審査が厳格であり，この審査が効果測定の集大成の機能を果たしている。後期課程学生の効果測定は論文の公表にかかっている。2004年度から研究科独自の授業評価アンケートを実施し，教育効果を探る試みをしている。

【点検・評価 長所と問題点】

個々の学生の勉学状況を複数の教員が把握できており，特に問題はないと考えている。また修士論文を必修としていることは学生の成長を見る上できわめて有益である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員間の採点基準の乖離を調整する方策を考え、検討することも一案である。
専攻分野による差もあるが、後期課程修了までのプロセスを明確化する必要がある。

3－(2)－② 成績評価法

【現状の説明】

2004年度からGPA制度によっている。それ以前は、教員によって成績評価の結果にかなりの差があったところであり、GPA制度の導入がこうした個人差の解消につながることを期待している。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

まだ評価に十分な情報が整っていない。データを集積し、改善・改革の方向性を模索する。

3－(2)－③ 教育・研究指導の改善

【現状の説明】

大学院では、全大学院生に対して、大学院評価アンケートを実施している。また、新カリキュラムでは、科目内容を体系に応じたものにしたので、教育・研究指導のスタンダードが明確になった。法科大学院とも協力して、教員相互で授業見学をして、改善の機会をもつようにしている。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

1 科目あたりの受講生の少ない大学院科目では、個人の特定がなされやすいため、科目ごとないし教員ごとのアンケートは実施しにくい。大学院教育でもFD活動を活発化し、改善努力を啓発したい。

3－(3) 国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

個々の教員や学会などを通じての交流は、ある程度行われている。しかし、研究科としての研究・交流となると必ずしも十分ではない。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

不十分なので今後取り組んでいきたい。研究科内で関心を喚起して行く。

3－(4) 学位授与・課程終了の認定

3－(4)－① 学位授与

【現状の説明】

本研究科が授与する学位は、博士（政治学、法学）、修士（政治学、法学）である。課程の修了は、所定の単位（30単位以上）を修得し、学位論文の審査に合格して修了となる。具体的には、主査（原則として、指導教授）、副査2名からなる審査委員会による口頭試問を経て、研究科委員会の投票によって合否を決している。後期課程では単位制をとっていないが、博士の学位論文審査は、修士論文と比較して、一段と厳格なものになっている。修士・博士の学位授与数の過去5年間の推移は、表2に示したとおりである。

表 2. 学位授与数の推移

(1) 修士

専攻	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
政治学	4	5	7	6	7
私法学	37	44	33	45	37
公法学	50	47	43	37	28
合計	91	96	83	88	72

(2) 博士

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
論文博士					1
課程博士	4	1	4	2	3

【点検・評価 長所と問題点】

学位論文の厳格な審査をしていることは、研究科の水準を維持する上で意義がある。しかし、研究者を目指して後期課程へ進学する者以外にとっては、ややハードルが高く、留年も多く、退学も稀有ではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

新カリキュラムでは、必ず複数の教員が参加している、修士論文中間発表会での発表を義務づけることになっている。

博士学位取得までの筋道を明確にするべく「大学院の教育のあり方に関する委員会」を発足させ検討していく。

一定の要件の下に、修士論文以外のリサーチ・ペーパーによる修士学位の取得を認めうるかどうかを検討する。

3 - (4) - ② 課程修了の認定

【現状の説明】

標準修業年限未満での修了は、大学院学則では可能となっているが、本研究科においては、現在のところ、当該修了者を出していない。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

本研究科でもどのような条件で実施し得るか、将来の課題と認識している。

3 - (5) 通信制大学院

該当せず。

4. 学生の受け入れ

4 - (1) 学生募集方法, 入学者選抜方法

a. 学生募集の方法

【現状の説明】

一般入試, 成績優秀者に対する3年飛び級入試や外国語などの一定の資格保持者に対する面接のみの入試, 社会人入試, 外国人留学生入試という多種類の入試を行っており, これにより建学の理念に適合した有為の人材を受け入れることを目指している。入試の判定

基準は各種の要項や雑誌などで詳細に公表している。一般選抜入学試験の志願者、合格者、入学者数の過去5年間の推移は表3に示したとおりである。

表3. 一般選抜入学試験の志願者、合格者、入学者数の推移

(1) 博士課程(前期課程)・修士課程

専攻	2001年度			2002年度			2003年度			2004年度			2005年度		
	志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学
政治学	29	7	5	20	5	4	24	8	7	41	18	14	24	9	7
私法学	91	42	40	58	39	35	58	35	30	58	37	26	68	52	45
公法学	102	51	48	84	39	38	81	41	38	86	53	37	61	40	33
合計	222	100	93	162	83	77	163	84	75	185	108	77	153	101	85

(2) 博士課程(後期課程)

専攻	2001年度			2002年度			2003年度			2004年度			2005年度		
	志願	合格	入学												
政治学	3	3	3	1	1	1	5	3	3	9	3	3	0	0	0
私法学	9	5	4	5	1	0	4	3	1	4	2	2	7	3	3
公法学	3	1	1	4	1	1	4	3	3	6	5	5	2	1	1
合計	15	9	8	10	3	2	13	9	7	19	10	10	9	4	4

【点検・評価 長所と問題点】

各入試の難易度を比べて適切かどうかの問題があるが、近時の改善によりおおむね適切なものになってきていると考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

常に問題点をチェックし改善を図っている。なお、やや難易度が低い傾向にあった語学成績による特別選抜は2008年度入試からの廃止を宣言している。今後も改善策は講じ続けたい。

b. 入学者選抜方法およびその位置づけ

【現状の説明】

a. で述べたように多種類の入試を行っている。これによって、有為かつ多様な学生を大学院に誘っているものと認識している。また、どの入試においても、面接(口述試験)は必須とし、大学院における学修の能力を確認するように努めている。なお、入試別の定員はもうけていない。

まず、通常の入学者選抜は、語学と専門科目の筆記試験をベースとしたものであり、学内外の出身別を問わず、学部レベルの法学、政治学を修めた者を選抜するものとしている。なお、資格試験をめざして私法学専攻、公法学専攻を受験する者に向けて、語学試験を課さず、法律科目のみで大学院進学の途を開いている。

これに対して、現在、合格者を最も多く出しているのが、面接のみの在学生特別選抜入試である。一定の語学力、司法試験の短答式合格、全科目平均78点以上、といった基準を掲げ、該当者は面接試験をクリアすれば合格としている。こうした基準を満たす者は、そこに至るまで相応の努力をしたものと認め、大学院の学習に耐えうるであろうとの趣旨である。

社会人入試は、専攻ごとの論文と面接によって選抜している。社会人を厳密に定義することはせず、大学卒業と同等の学力があると思う者に、広く門戸を開いている。ただし、任意提出ではあるが、出願資格を判定するための参考資料（学習歴、実務経験・活動経験など）によって、学力判定の一助とすることとしている。

外国人留学生入試は、専攻ごとの論文（日本語で回答）、語学、面接によって選抜することとし、国内外の居住を問わない。すなわち、受験に先立って、大学院特別学生として本研究科での学習を経験する者が多いが、そうした経験に関係なく、本研究科を志望する外国人留学生に門戸を開いている。

【点検・評価（長所と問題点）】

上記4種類の入試にはそれぞれに長所があり、対等なものと考えている。入学後の成績に関しても、入試の種類による有意の差は見られない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特に、専門職大学院修了者の後期課程受け入れについては既に決定しているが、選抜方法については当分の間、試行錯誤が必要と考えている。

4－（2）学内推薦制度

【現状の説明】

前期課程入試では、厳密な意味での学内選抜制度は存在しない。しかし、学内で所定の成績（全科目平均78点以上、語学20単位以上平均80点以上）を修めている者は、特別選抜入試を受けることが可能であり、例年、この方法による入学者は全体の6割に上っている。後期課程では、研究科委員会の承認を得た者は、筆記試験が免除される。

【点検・評価 長所と問題点】

特別選抜は、学部生の大学院進学意欲を醸成している。また、内部進学者については、学部・大学院を通じての一貫教育が可能となる。ただ、学内者向けの特別選抜のハードルが現状のものでよいかどうかについては、ハードルとしては低いとの声もあり、常に点検が必要であると考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一貫教育のメリットをもっと打ち出す必要があるので、学部カリキュラムと大学院カリキュラムの連係という視点での調整や新しい可能性を探りたい。

4－（3）門戸開放

【現状の説明】

毎年、近隣の大学を始め、学外からの入学者がいる。特別選抜選抜入試の要件には学内外共通のものもあり、門戸はかなり開放されていると考えている。直近の2005年度前期課程の入試における他大学出身者は、志願者45名(26.9%)、入学者11名(12.4%)である。一般選抜入学試験志願者、合格者、入学者のうち、同志社以外の大学・大学院出身者数の過去5年間の推移については表4に示したとおりである。

表 4. 一般選抜入学試験志願者、合格者、入学者のうち、同志社以外の大学、大学院出身者の数の推移

(1) 博士課程(前期課程)

専攻	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度	
	志願	入学								
政治学	20	3	14	1	12	2	27	9	14	3
私法学	49	7	14	3	20	4	15	4	14	6
公法学	36	4	30	2	27	3	24	3	17	2
合計	105	14	58	6	59	9	66	16	45	11

(2) 博士課程(後期課程)

専攻	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度	
	志願	入学								
政治学	0	0	0	0	0	0	7	2	0	0
私法学	3	0	2	0	1	0	0	0	2	0
公法学	1	0	0	0	1	0	2	1	1	0
合計	4	0	2	0	2	0	9	3	3	0

【点検・評価及び改善・改革の方策】

学外出身者に対する特別選抜の広報活動は不足していると感じている。研究科独自のパンフレットの充実や説明会の実施等大学院入試広報の一層の充実に努める。

4- (4) 飛び入学

【現状の説明】

3年次までに一定の単位数(112単位以上)を取得した者には飛び入学の道を、早くから開いている。毎年、飛び入学する者がおり、実績はあると自負する。

【点検・評価 長所と問題点】

優秀な学生がより早く大学院教育を受けられる点で意味がある。しかし、修士論文というハードルがあるため、3年かかったケースもあるが、これまで飛び入学した学生は修了を果たしている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

飛び入学者に、相応の条件で学部卒の資格を認定できるようにすれば飛び入学者は増加するものと思われる。

4- (5) 社会人の受け入れ

【現状の説明】

授業水準や開講時間で特別の扱いはしていないが、個々の社会人学生のバック・グラウンドを研究科でよく認識し、指導教授が必要と判断したならば学部の講義をとることも勧めている。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

需要次第では、社会人が学びやすい夜間開講、集中履修(休職して短期で修了)、長期履修(在職の場合)も検討しなければならないと考えている。

4－（6）科目等履修生，研究生等

【現状の説明】

大学院学則 24 条に従い，運用しており，利用者もいる。聴講生数の過去 3 年間の推移を表 5 に，研究生・研修生の過去 3 年間の受け入れ数の推移を表 6 にそれぞれ示した。

表 5. 聴講生数の推移

	2003 年度	2004 年度	2005 年度
聴講生	6	8	5

表 6. 研究生・研修生の受入数の推移

	2003 年度	2004 年度	2005 年度
研究生	4	3	3
研修生	5	4	3

【点検・評価及び改善・改革の方策】

特に問題はないと考えているが，生涯学習との関係で，科目等履修生を活用する余地はある。

4－（7）外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

書類選考のみでまず特別学生として受け入れることが多い。その間に，指導教授が留学生の能力や意欲を確かめて，それに応じた指導をしている。日本語能力を高めたい外国人学生には，外国人のための日本語の講義をきく道が開かれている。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

現在行っている以上の特別扱いをしないのが教育方針であり，それが最善であると考えている。外国人留学生を指導した経験のある教員の意見や他の大学院の状況把握に努めて，今後のあり方を検討していく。

4－（8）定員管理

【現状の説明】

入学定員は 130 名であるが，ほとんどの年はそれを少し下回る約 100 名の入学実員である。政治学専攻の入学実員が例年少ない。私法学専攻と公法学専攻は定員に近い入学実績である。過去 3 年間の専攻別の実績については表 7 を参照。

表 7. 各年次の入学定員，在籍者数と収容定員

(1) 博士課程（前期課程）・修士課程

専攻	2005年度		2004年度		2003年度	合計		
	入学 定員	在籍 者数	入学 定員	在籍 者数	在籍者数	収容 定員	在籍 者数	比率
政治学	40	8	40	17	3	80	28	0.35
私法学	45	45	45	28	17	90	90	1.00
公法学	45	36	45	35	29	90	100	1.11
合計	130	89	130	80	49	260	218	0.84

(2) 博士課程（後期課程）

専攻	200年度		200年度		200年度		200年度	合計		
	入学 定員	在籍 者数	入学 定員	在籍 者数	入学 定員	在籍 者数	在籍者数	収容 定員	在籍 者数	比率
政治学	5	0	5	3	5	3	6	15	12	0.80
私法学	5	3	5	2	5	1	0	15	6	0.40
公法学	5	2	5	5	5	4	1	15	12	0.80
合計	15	5	15	10	15	8	7	45	30	0.67

【点検・評価 長所と問題点】

私法学専攻や公法学専攻では定員に近い入学者が確保されているが，政治学専攻は入学者が定員をかなり下回っている。より多くの入学者を確保する必要があるが，修士論文を必修にしているため，学力水準の確保が重要である。他方で，各人に研究室（机と椅子）が割り当てられるように配慮しているため，現在ではこのくらいの人数が限界に近い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法曹をめざす学生は司法研究科（ロースクール）を志願するようになることで，受験者，入学者が減少していくことも考えられるので，新たな需要の開拓が可能か検討する。

5. 教員組織

5-（1）教員組織

【現状の説明】

法学研究科の教員組織である法学研究科委員会は，大学院への任用を同研究科委員会で承認された専任教員によって構成されている。その全員が，法学部教員を兼任している。平成 17 年 4 月 1 日現在，大学院任用教員数は，前期課程では政治学専攻が 12 名，公法学専攻が 10 名，私法学専攻が 8 名で，後期課程は政治学専攻が 11 名，公法学専攻が 18 名，私法学専攻が 12 名となっている。（2005 年 4 月より実施する新カリキュラムでは，従来公法学の領域に位置づけていた「労働法」を私法学に位置づけなおしたため，担当教員も，公法学専攻から私法学専攻に移籍した。また，司法研究科の一部の教員も法学研究科で任用しており，上記の教員数には，当該教員を含んでいる。）

また，大学院教育において必要性は認められるが，担当する専任教員の適任者がいない科目が存在する場合には，単年度ごとに司法研究科を中心とした本学他研究科および他大学の教員に出講を依頼し，教育の水準維持を図っている。この他，文献講読を中心とした

基幹科目以外の科目については、法学部専任教員（助教授以上）に科目担当を委嘱する場合がある。法学研究科を構成する専攻とその人員数を表 8 に示した。

表 8. 法学研究科を構成する専攻とその人員

(1) 博士課程（前期課程）

専攻	収容定員	在籍学生数	設置基準必要教員数		任用教員数 (研究指導教員, 実数)			講義担当委嘱教員数 (研究指導補助教員)			在学生数 / 任用教員数
			研究指導教員	研究指導補助教員	教授	助教授	合計	教授	助教授	合計	
政治学	80	28	4	4	12	0	12	0	1	1	2.33
私法学	90	90	5	5	8	0	8	2	3	5	11.25
公法学	90	100	5	5	10	0	10	1	3	4	10.00
合計	260	218	14	14	30	0	30	3	7	10	7.27

(2) 博士課程（後期課程）

専攻	収容定員	在籍学生数	設置基準必要教員数		任用教員数 (研究指導教員)	担当委嘱教員数 (研究指導補助教員)	在学生数 / 任用教員数
			研究指導教員	研究指導補助教員	教授	教授	
政治学	15	12	3	3	11	0	1.09
私法学	15	6	3	3	12	0	0.50
公法学	15	12	3	3	18	0	0.67
合計	45	30	9	9	41	0	0.73

【点検・評価 長所と問題点】

4年前より、大学院任用の基準を多様化し、「教授昇進後3年」という期間要件以外に、博士学位を取得した者や顕著な業績を残した者にも、任用の道を開いたことから（後述5-（3）参照）、3専攻ともに設置基準を上回る教員を配置できており、すでに10年を経た博士課程前期課程入学定員130名体制に対応可能な人員が整備されているものと考えている。

ただし、入学者の希望する専攻には偏りがあり、税法、知的財産権法などの領域では、1人の指導担当者にかかる負担が小さくない。また、ロースクールの新設により、8名の教員が司法研究科の教員との兼担状態にあり、教育面だけでなく、研究科委員会、入試業務、修士論文審査なども含め、過重な負担を抱えている。さらに、従来よりも早い段階で大学院教員に任用された教員も、教育負担が増え、研究時間の確保に支障をきたしかねない状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学研究科の発展にとって、専任教員の一層の充実が最も重要な課題である。したがって、今後も、教員採用に当たって、大学院任用可能な人材を求めていくことが必要と思われる。ただし、この点については、教員全体の年齢構成のバランスをとることも必要であろう。また、現在、十分に活用できていない任期付教員や客員教員の枠を有効に活用し、入学者の希望する専攻に対応した分野のスタッフの強化を目指すことも求められる。

5-（2）研究支援職員

【現状の説明】

法学研究科では、修士課程の大学院生、博士課程の大学院生を、リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタントとして採用しており、教員の研究補助業務、教育補助業務にあたらせている。また 2005 年度からは、ティーチャーズ・アシスタントも採用しているが、これは、講義の出席表の整理など機械的な教育補助業務のみに従事するものである。これらの研究支援職員の採用実績は以下の表の示すとおりである。

表 9. ティーチング・アシスタント採用実績

		2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
T A (M)		68	77	80	71	89
T A (D)	学部科目	12	13	8	13	16
	大学院科目	11	12	9	10	12
合 計		91	102	97	94	117

表 10. リサーチ・アシスタント採用実績

2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
7	5	6	1	1

【点検・評価 長所と問題点】

ティーチング・アシスタントは、講義資料の準備や、演習等で学生に対する学習上の指導及び相談を行っており、教員と学生との間に介在するパイプ役として、重要な役割を果たしている。またリサーチ・アシスタント、ティーチャーズ・アシスタントも、教員の研究、教育支援として、重要な役割を果たしていると認識している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタントは、今後、益々、その重要度が高まっていくと思われるので、その制度維持のために、全学的な十分な予算措置の検討が望まれる。

5-（3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

大学院独自の教員採用は実施していない。学部の教員採用（募集）については、法学部 5-（3）を参照。

博士課程前期課程任用教員の任用は、教授昇進後、3 年を経過した者につき、業績審査を実施し、大学院前期課程における教育にあたるに適任との研究科委員会の承認を得て行っている。博士課程後期課程への任用は、前期課程任用後、3 年を経た者の業績を審査し、大学院後期課程における教育にあたるに適任との研究科委員会の承認を得て行っている。ただし、3 年前より、この基準のうち、期間についての要件を満たさない場合についても、博士学位を取得した者や顕著な業績を残している者などについては、任用を認めることにした（質的な基準については、下げていない）。

【点検・評価 長所と問題点】

内規に従った基準・手続に加え、大学院任用教員の基準を多様化し、大学院教育の充実を

図っている。

ロースクールとの兼任教員や指導学生を多数抱えた一部の専攻の教員への過重負担を軽減するため、一層の専任教員の充実が必要と思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部教育とのバランスをとりながら、大学院独自の教員採用を検討する必要がある。とりわけ、任期付教員や客員教員の枠について、積極的な活用が求められよう。

5－（４）教育・研究活動の評価

【現状の説明】

2003年度より、第三者評価活動の一貫として、法学部第三者専門評価委員会を実施し(第11章 自己点検・評価に記載)、専門領域ごとに他大学の教員に委嘱している委員から、シラバス・授業内容・試験内容・採点基準などの評価を受けている。

研究業績については、任用手続の際に、審査の対象となる他、法学部Webページで、業績一覧として公開している。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

教育・研究業績の両方につき、評価を受ける体制を整えつつあるが、評価にあたっての客観的基準が十分に確立していないため、有効性が制限されている。評価のための客観的な基準のコンセンサスを確立する必要がある。

5－（５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

ワールドワイドビジネス研究センターに所属し研究している教員が多くいるほか、21世紀COEプログラム、アメリカ研究所、人文科学研究所などに所属している教員もいる。また、各自で他の教育研究組織・機関と連携している状況にある。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

学際的な研究の必要が高まっており、今後は、他の教育研究組織・機関との連携強化が求められる。全学的な取り組みとして、大学のイニシアティブを期待するだけでなく、新しい法学研究科のカリキュラムや理念に適した組織や機関との積極的な連携を模索する。

6. 研究活動と研究環境

第2章「学部等の教育研究の現状と改革への指針・方策」－ 法学部 で、研究科を含めて記載する。

7. 施設・設備等

第2章「学部等の教育研究の現状と改革への指針・方策」－ 法学部 で、研究科を含めて記載する。